

(7) 株主資本の金額に著しい変動があった場合の注記

① 配当に関する事項

当第3四半期連結累計期間の配当金支払額は以下のとおりであります。

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成26年 6月26日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	99,904	90	平成26年 3月31日	平成26年 6月27日
平成26年 11月7日 取締役会	普通株式	利益剰余金	99,866	90	平成26年 9月30日	平成26年 12月8日

② 自己株式に関する事項

平成26年5月13日、当社の取締役会は、平成26年7月1日から平成27年3月31日にかけて、発行済普通株式総数4,400万株、取得総額2,500億円を上限に自己株式を取得することを決議しました。

平成26年11月7日、当社の取締役会は、上記決議事項の内容を変更し、平成26年11月10日から平成27年6月30日にかけて、発行済普通株式総数5,100万株、取得総額3,500億円を上限に自己株式を取得することを決議しました。当該決議に基づき、平成26年11月14日及び11月28日にそれぞれ普通株式38,000,000株及び1,168,100株を東京証券取引所の自己株式立会外買付取引(ToSTNeT-3)によりそれぞれ249,166百万円及び7,429百万円で取得しました。

また、平成27年1月に、普通株式4,619,100株を29,614百万円で取得しました。

(8) 後発事象

Tata Teleservices Limited

Tata Teleservices Limited(以下「TTSL」)は、非上場のインドの通信事業者です。

NTTグループは、平成25年12月31日及び平成26年12月31日において、TTSLの発行済普通株式(自己株式を除く)の約26.5%に相当する株式を保有しており、持分法を適用しております。

NTTドコモは、平成21年3月の出資時に、TTSL及びその親会社であるTata Sons Limited(以下「タタ・サンズ」)の三者で締結した株主間協定において、TTSLが平成26年3月期において所定の業績指標を達成できなかった場合、NTTドコモが保有するTTSL株式(1,248,974,378株、発行済株式の約26.5%に相当)を、取得価格の50%(総額約72,500百万ルピー、約138,500百万円※)または、公正価値のいずれか高い価格で売却できる買い手の仲介などをタタ・サンズに要求する権利(オプション)を得ることとなっております。NTTドコモは平成26年5月末に同権利を取得し、平成26年7月7日に行使しました。

その後、NTTドコモは、タタ・サンズとの間でNTTドコモ保有TTSL全株式の売却に関し協議を重ねましたが、タタ・サンズによる株主間協定に従った義務の履行がなされなかったことから、当該義務の履行を求め、株主間協定に基づき、平成27年1月3日にロンドン国際仲裁裁判所に仲裁の申立を行うに至りました。

なお、NTTドコモは、株主間協定に従って権利を行使したものの、タタ・サンズが義務の履行に応じない状況から、売却取引が完了しないため、TTSL株式の売却処理を実施していません。また、NTTドコモは仲裁申立後もTTSLに対して引き続きTTSLの発行済普通株式の約26.5%を保有しており、取締役を派遣していることから、持分法を適用しております。当該売却取引に伴うNTTグループの経営成績及び財政状態への影響は、これらの不確実性により見積ることができません。TTSL株式の売却時または上記条件での取引が実現しない可能性が高くなった場合、損益を認識する場合があります。

※1ルピー=1.91円(平成26年12月30日時点)で計算

NTTドコモにおける自己株式の取得

平成26年10月31日、NTTドコモの取締役会は、平成26年11月1日から平成27年3月31日にかけて、発行済普通株式総数138,469,879株、取得総額192,306百万円を上限に自己株式を取得することを決議しました。当該決議に基づき、平成27年1月、NTTドコモは普通株式13,300,000株を総額25,312百万円で取得しました。その結果、当社のNTTドコモに対する持分比率が65.8%から66.0%に上昇しており、当該取引に伴う持分変動差額については資本剰余金に計上する予定であります。

当社における自己株式の取得

(7) ②に記載しております。